

■お知らせ 10月18日(日)は愛南町長選挙の投票日です

6月に開催された愛南町選挙管理委員会において、令和2年10月30日任期満了の愛南町長選挙は、10月13日(火)告示、18日(日)を投票日と決定されました。

期日前投票について

当日、仕事やレジャーなどでお出掛けの予定がある場合は、10月14日(水)から期日前投票ができます。また、当日の選挙権がある方で、入場券が万一お手元に届かなかつたり、紛失されたりした場合は、入場券がなくても投票ができますので、投票の際に係員にお申し出ください。

期日前投票の期間と場所は、次の通りです。期日前投票は役場本庁・各支所のどこでも投票ができます。

- ▶期間 10月14日(水)～17日(土) ▶時間 8:30～20:00
- ▶場所 愛南町役場本庁、DE・あ・い・21、御荘文化センター、愛南町役場一本松支所、愛南町役場西海支所

投票日当日の投票終了時刻について

投票日当日は、終了時刻を繰り上げしている投票所がありますので、町ホームページや告示日以降に届く入場券で確認してください。

★有権者の方へ

1. 投票所入り口の消毒液で手指の消毒をお願いします。
 2. 投票所内でのマスク着用にご協力をお願いします。
 3. 他の有権者と一定の距離(1メートル程度)を保ってください。
 4. 発熱等体調が気になる方は、受付の係員にお申し出ください。
 5. 持参した筆記具を使用できます。※黒鉛筆、シャープペンシルを推奨
- (注意)投票用紙の素材は樹脂のため乾きにくく、水性ペン、筆ペン等では、文字がにじみ、投票用紙が汚れたり、接着する恐れがあります。
6. 帰宅後の手洗い、うがいをお願いします。

郵便等による不在者投票について

身体障害者手帳等をお持ちの方または介護保険の要介護状態区分が次の表に該当する方は、郵便等による自宅での投票ができます。

事前にご家族の方が身体障害者手帳等を持参して、証明書の交付手続きをしてください。



愛南町
ホーム
ページ

|| 問：愛南町選挙管理委員会
電話：72-1211

	障害名	障害の程度			
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○	
	免疫、肝臓の障害	○	○	○	
	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○
介護保険の被保険者証		要介護状態区分「要介護5」			

■ お知らせ 令和2年国勢調査を実施します

国勢調査は、令和2年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯を対象に、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠かすことのできないデータを得るために実施します。



調査結果は、社会福祉、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

今回は、インターネット回答のための書類と紙の調査票を配布して調査を行います。調査票は調査員に直接提出することもできますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から基本的にはインターネット回答か、郵送での提出をお願いします。

国勢調査員が9月上旬から町内の全世帯へ伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。



総務省
ホーム
ページ

|| 問：企画財政課 電話：72-7317

■ お知らせ 「愛結び」特設会場開設

「愛結び」とは、独身男女が自身のプロフィールを登録(会員登録)し、相手情報を閲覧してお会いしたい方を探します。そして、えひめ結婚支援センターが個別にお引き合わせを行います。

会員登録や閲覧をする場合は事前に予約を行います。「愛結びコーナー」へ直接行く必要があります。詳しくはお問い合わせください。

▶開設場所 御荘文化センター3階 研修室

▶開設日 毎月第3日曜日

※第3日曜日に開設できない場合は、他の日に開設します。

▶開設時間 11:00~14:00(最終受け付け)

|| 問：えひめ結婚支援センター南予大洲事務所
電話：0893-57-6705
企画財政課 電話：72-7317

■ お知らせ 新婚さんの新生活を応援します

町では、新婚世帯を対象に、婚姻に伴う新居の取得、新居の賃借、新居への引っ越しの費用の補助を行っています。

▶対象 婚姻日において夫婦ともに34歳以下の方
世帯所得340万円未満の新婚世帯

▶補助金額 一世帯当たり上限30万円

▶申請期間 令和3年3月31日(水)まで
詳しくはお問い合わせください。

|| 問：企画財政課 電話：72-7317

■ 募集 城辺高齢者共同住宅の入居者募集

65歳以上の一人暮らしの方で生活に不安を感じておられる方に安心して生活を送っていただくための施設です。

名称	城辺高齢者共同住宅	
入居募集数	単身世帯用	1室
入居費用・使用料	月額	15,000円
敷金	2カ月分の使用料に相当する額	
個人負担	食事費用	18,000円
	電気使用料	実費負担
	共益費	2,000円
入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・愛南町内に住所を有すること ・現に住宅に困窮していることが明らかであること ・生活費に充てることができる収入等があり、所定の入居費用が負担できること ・自己で日常生活を営むことができること ・共同生活に適応できること 	

▶申込受付期間

9月7日(月)~18日(金)

8:30~17:15 ※土日・祝日を除く

申込用紙は高齢者支援課および各支所に備えています。施設の見学を希望される方や、募集の詳細についてはお問い合わせください。

|| 問：高齢者支援課
電話：72-7325



愛南町
ホーム
ページ

■ お知らせ **医療機関や救急車の適切な利用にご協力ください**

近年、休日や夜間、救急病院に軽症の患者が集中し、医師の負担が増えているほか、安易な救急車の呼び出しで出動回数が増加し、重症患者の搬送に困るケースが増加しています。

このままでは、町民の皆さまに適切な医療を提供できなくなる恐れがあり、そうならないために「愛媛の救急医療を守る県民運動(愛救県民運動)」を実施しています。医療機関や救急車の適切な利用を皆さん一人一人に心掛けていただく取り組みですので、ご協力をお願いします。

普段からの3つの心掛け

- ①日頃から「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ②健康診断や検診等により、病気の予防や早期発見に努めましょう。
- ③家で薬を常備しましょう。



愛南町
ホームページ

【症状に応じた救急医療機関の役割分担】



受診にあたっての3つの心掛け

- ①なるべく医療機関の通常の診療時間内に受診しましょう。
- ②救急車で搬送されても、軽症の場合は、通常の受け付け順となる場合があることに留意しましょう。
- ③休日や夜間で比較的症状の軽い方は、在宅当番医を利用しましょう。

症状は軽いけれど、どうすれば・・・

【休日や夜間にどの病院に行けばよいか分からない場合】

- ・えひめ医療情報ネット(インターネット)
- ・南宇和郡医師会休日当番医案内(電話：72-1234)

【お子さんの急な病気やけがの場合】

- ・小児救急医療電話相談(#8000) ※電話で#8000を押すとつながります。

【急な病気やけがで救急車を呼ぶかどうか迷った場合】

- ・全国版救急受診アプリQ助 ※「Q助」で検索するとアプリをインストールできます。

問：保健福祉課 電話：72-1212

■ お知らせ **9月10日(木)からの一週間は自殺対策予防週間です**

9月10日(木)から16日(水)は自殺予防週間です。自殺の原因はうつ病などの心の病気、仕事や家庭の問題などさまざまです。あなたの身近にいる人が悩んでいる様子なら、まずは優しく声を掛けてください。周囲の気付きと温かな言葉で、大切な命を支えることができます。

こころの健康相談

城辺保健福祉センターで、毎月2回、精神科医師による相談会を完全予約制で実施しています。また、保健師による相談も随時行っています。どうぞ、お気軽にお電話ください。

問：城辺保健福祉センター 電話：73-7400

9月納税等のお知らせ

下水道使用料	保育所保育料	医療期保高険料者	介護保険料	国民健康保険税
前月使用分	当月分	3期分/9期	4期分/10期	4期分/10期

町税を滞納されると本来納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。
 ① 町税等、保育所保育料、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は毎月、当月分が月末に振替となります。
 ② 下水道使用料は毎月、前月使用分が月末に振替となります。
 ③ 水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月10日です。
 ※それぞれ右記の該当日が休日の場合は、その翌日が振替日となります。

■ お知らせ 愛南町農業委員会委員および農地利用最適化推進委員が決まりました

愛南町農業委員会の委員は、7月19日で任期満了を迎え、7月20日から3年間の任期で14名の委員が任命されました。

また、農地利用最適化推進委員は21名が委嘱されました。

※農業委員会委員および農地利用最適化推進委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間です。

農業委員会委員				
役職	氏名	性別	認定 農業者	中立 委員
	和喜田 重則	男		
	孝野 寛也	男	○	
	西本 繁夫	男		
	中川 里美	女		
	西口 孝	男	○	
	太田 憲男	男	○	
会長職務 代理者	山口 深	男	○	
	西崎 梅一	男	○	
会長	河野 仁	男	○	
	尾崎 春夫	男		
	田中 定嘉	男	○	
	山田 聡	男	○	
	谷口 八千代	女		
	濱田 暁	男		○

※「中立委員」は、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員です。

農地利用最適化推進委員				
地域名	地区の区域	定数	氏名	性別
内海	全域	1人	児島 一義	男
御荘	御荘菊川	2人	山平 重治郎	男
			尾崎 光由	男
	御荘平山、御荘長洲	1人	小川 博之	男
	御荘平城、御荘和口	2人	埜下 浩孝	男
			田中 均	男
	御荘長月	1人	下田 健二	男
御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴	1人	唐田 龍治	男	
城辺	僧都、緑甲、緑乙、緑丙	3人	増崎 淳子	女
			松本 隆	男
			久能 忠和	男
	城辺甲、城辺乙	2人	船平 晃	男
			吉見 克巳	男
脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鯛越、古月、久良	1人	澤近 英治	男	
一本松	正木、増田、小山、一本松	3人	山本 洋文	男
			山本 哲也	男
			嘉喜山 茂	男
	中川、広見、満倉、上大道	3人	和泉 壽男	男
			中西 一夫	男
			岡原 智恵子	女
西海	全域	1人	平田 重吉	男

|| 問：農業委員会 電話：72-7311

■ お知らせ 国民年金保険料 産前産後期間の免除制度について

国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。出産予定日の6カ月前から届け出を行うことができますので、速やかに手続きを行ってください。

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。



愛南町
ホーム
ページ

|| 問：宇和島年金事務所
電話：0895-22-5440
町民課 電話：72-7300

■募集 町ホームページに掲載するバナー広告募集

町では、町有資産を広告媒体として活用する広告事業の一環として、町ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

▶バナー掲載場所 愛南町ホームページ くらしトップページ下部

▶掲載枠数 最大5枠(掲載位置の指定はできません)

▶掲載期間 原則として1カ月単位とし、最長で12カ月

・掲載期間が年度を超える場合や、12カ月以上連続して掲載する場合は年度ごとの申し込みが必要です。

・掲載開始日は各月の初日、掲載終了日は各月の最終日です。

▶掲載料金 1枠当たり月額5,000円(消費税および地方消費税を含む)

▶バナーの規格 サイズ：縦60ピクセル・横180ピクセル

形式：GIF(アニメーション不可、透過不可)、JPEG、テキスト(修飾不可)

データ容量：画像の場合は8キロバイト以下。テキストの場合は2行×12文字(1行当たり)

▶申込方法

申し込みにあたっては、町ホームページに掲載してある「愛南町広告事業実施要綱」および「愛南町広告掲載基準」の内容を確認の上、「広告掲載申込書」に必要事項を記入して、次の資料を添付して総務課に提出してください。

▶提出書類

・愛南町ホームページ広告掲載申込書 ・会社の概要が分かるもの(会社案内パンフレット等)

・愛南町以外の事業者等の場合は、市町村税等の納税証明書の写し

・他自治体のバナー広告実績(任意様式で可)

バナー広告データを記憶媒体に保存して提出する場合は、申し込みの際に提出してください。また、メールで提出する場合は、申し込み受け付け後に送付先メールアドレスを通知します。

▶申込時期(締切) 掲載を希望する月の前月10日までに申し込みください(郵送または持参)。

▶申込先 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛南町役場総務課 地域情報係

▶広告に関する審査

申し込み内容を審査し、掲載または不掲載の決定をし、申し込みをされた方に個別に通知します。掲載の決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合や、掲載期間を変更(希望される期間の一部となる場合、希望される期間とは別の月になる場合など)する場合があります。

▶掲載決定から掲載までの流れ

掲載決定通知に記載された条件で了承された場合は、広告掲載料金を指定の期日までに納入してください。入金を確認した時点から広告掲載の手続きを開始します。

|| 問：総務課 電話：72-1211



愛南町
ホーム
ページ



読者(町民)の皆さまが撮影した写真を掲載します。

「夏の午後」

「暑い夏」に「向日葵」は元気が出る。新型コロナウイルスで「3密」を避けて向日葵に会いに行きました。

▶撮影者：岡原 俊機としきさん(広見)

▶撮影日：8月1日(土)

▶撮影場所：上大道地区(旧満倉小学校周辺)

■ お知らせ 取り付けただけではダメ！住宅用火災警報器は日頃から点検を

せっかく取り付けした住宅用火災警報器も、いざという時に正常に機能しなければ意味がありません。日頃の維持管理が大切です。

火災が発生した場合、きちんと住宅用火災警報器が作動するよう日頃から点検とお手入れ（掃除）をしておきましょう。

お手入れについて

警報器はほこりなどが付くと感知しづらくなります。
1年に1回程度、布等で乾拭きをしてください。



作動テストについて

1カ月に1回を目安に作動テストをしましょう。警報器のボタンを押す（ひもを引くタイプもあります）とテスト音が鳴ります。正常な場合は、正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。音が鳴らない場合は、「電池切れ」または「機器本体の故障」の可能性がります。取扱説明書をご覧ください。

※電池切れの時は音声でお知らせするか、「ピッピッピ」などの音が鳴ります。電池の寿命は機種により異なりますので、本体裏側の表示でご確認ください（警報音はメーカーや製品により異なります）。

住宅用火災警報器は10年を目安に交換

古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換をお勧めします。なお、住宅用火災警報器の専用電池はメーカーから入手可能ですが、電池を交換しても他部品の劣化が考えられるため警報器本体を交換することをお勧めします。

問：消防署 電話：72-0119

■ お知らせ ー美しい街並みでおもてなしー 9月は屋外広告物適正化月間です

美しい街並みを確保するため、県・市町が連携して、交通要所や観光地等の景観美化を行っています。信号機や道路標識に貼られたステッカー・張り紙等は違反広告物です。景観美化のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



国交省
ホーム
ページ

問：建設課 電話：72-7313

消費生活通信

【消費生活に関する情報をお知らせします。】

～訪問買い取りにご注意ください！～

最近、町内に「不要な衣類はありませんか」「家庭の不用品を何でも買い取ります」というような電話がかかる事案が発生しています。貴金属の買い取りが目的だと思われるので、売るつもりがなければ、きっぱりと訪問を断りましょう。

役場や介護施設の職員を名乗る事案もありますが、役場や介護施設からこのような電話をかけることはありません。不安なときは、愛南町消費生活相談窓口にご連絡いただくか、警察に相談しましょう。



消費者庁
イラスト集より

愛南町では、消費生活に関する相談窓口を開設しています。

開設日時：月曜日から金曜日の8:30～17:15
（毎週木曜日の9:00～16:00は専門消費生活相談員が対応します）

問：消費生活相談窓口（商工観光課内）
電話：72-1405